居宅介護支援事業所
重要事項説明書

指定居宅介護支援の提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1.担当する職員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2. 事業者（法人）の概要

事業者の名称	医療法人社団十善会
所　在　地	神戸市長田区二葉町5丁目1番21号
代　表　者	理事長　　野瀬　範久
電　話　番　号	078－641－2424

3. 事業所の概要

事業所の名称	医療法人社団十善会　居宅介護支援事業所つながり
サービスの種類	居宅介護支援
所　在　地	神戸市長田区久保町3丁目9－7
電　話　番　号	078－641－2222
指定年月日･事業所番号	平成27年6月1日　・　2870602907
管　理　者	朝尾　恭代
通常の事業実施地域	長田区の一部、須磨区の一部、兵庫区の一部

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	介護保険制度の基本理念に基づき、要介護者である利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じて、自立した生活を営むことが出来るよう配慮します。
運営の方針	1.利用者の心身の状況、その他おかれている環境に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。 2.利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類や特定の指定居宅サービス事業所に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。 3.事業にあたっては、利用者の所在する市町村、あんしんすこやかセンター、他の居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めます。 4.「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第36号）」の定める内容を順守し、事業を実施します。

5. 提供する居宅介護支援の内容

内　容	提　供　方　法	介護保険適用
居宅サービス計画の作成	1.利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し解決すべき課題を把握します。 2.当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適切に利用者及び家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。利用者は複数の指定居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができます。また利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが出来ます。 3.提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案をサービス提供前に作成します。 4.居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区別した上で、その種類、内容、利用料について利用者及び家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。同意が得られない場合には計画の変更が可能です。 5.その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。	○
指定居宅サービス事業者との連絡調整・便宜の提供	居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との連絡・調整を行います。	○
サービス実施状況の把握・居宅サービス計画等の評価	1.利用者及び家族と毎月連絡をとり、サービス実施状況の把握に努めます。 2.利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化に応じて居宅サービス計画の変更等必要な支援を行います。	○
給付管理	事業者は居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理表を作成し、兵庫県国民健康保険団体連合会に提出します。	○
相談・説明	介護保険や介護福祉に関することは、幅広くご相談に応じます。	○
医療との連携・主治医への連絡	居宅サービス計画の作成時（又は変更時）やサービスの利用時に必要な場合は、利用者及び家族の同意を得た上で、関連する医療機関や利用者の主治医と連携を図ります。	○
財産管理・権利擁護等への対応	利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には利用者の状態に基づいて関連機関への連絡を行います。	―
居宅サービス計画の変更	利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合には、利用者の意思を尊重して、合意の上居宅サービス計画の変更を行います。	○
要介護認定等に係る申請の援助	1.利用者の意思を踏まえ、要介護認定の申請に必要な協力を行います。 2.利用者の要介護認定有効期間満了の60日前から要介護認定等の更新申請に必要な協力を行います。	○

サービス提供記録について	1.事業者は指定居宅介護支援の提供に関する記録を行うとともにこれをこの契約終了後5年間保管します。 2.利用者及びその家族はサービス提供の実施記録を閲覧し、コピー代等の実費を負担し複写物の交付を受けることができます。 3.利用者は居宅介護支援事業者を変更する場合には、直近の居宅サービス計画書及びその実施状況に関する書面の交付を受けることが出来ます。	○
担当者(介護支援専門員)の変更	担当者(介護支援専門員)の変更を希望する場合は、事業所の相談窓口までご連絡下さい。	○
利用者の状況の把握	担当者(介護支援専門員)が利用者の居宅を訪問する等、最低月1回は状況の把握を行います。	○

6. 営業日時

営業日	月曜日～土曜日 国民の祝日(振替休日を含む)、12月30日～1月3日を除く
営業時間	9:00～17:00 ただし、相談に応じて時間外対応可能な体制を整えています。

7. 事業所の職員体制

従業員の職種	常勤	非常勤	計
介護支援専門員	1 人以上	1 人以上	1人 以上
事務職員	0 人	1 人以上	1人 以上

8. 利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、原則として利用者負担はございません。ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、一ヶ月あたりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。

居宅介護支援の利用料

(1)基本利用料

取扱要件	利 用 料		利用者負担額 (法定代理受領分)
居宅介護支援費(Ⅰ－ⅰ) 取扱件数45件未満	要介護度1・2	1086 単位/月	※10割保険負担のため原則負担額なし
	要介護度3・4・5	1411 単位/月	
居宅介護支援費(Ⅰ－ⅱ) 取扱件数45件以上60件未満	要介護度1・2	544 単位/月	
	要介護度3・4・5	704 単位/月	
居宅介護支援費(Ⅰ－ⅲ) 取扱件数60件以上	要介護度1・2	326 単位/月	
	要介護度3・4・5	422 単位/月	
居宅介護支援費(Ⅱ－ⅰ) 取扱件数50件未満	要介護度1・2	1086 単位/月	
	要介護度3・4・5	1411 単位/月	
居宅介護支援費(Ⅱ－ⅱ) 取扱件数50件以上60件未満	要介護度1・2	527 単位/月	
	要介護度3・4・5	683 単位/月	
居宅介護支援費(Ⅱ－ⅲ)	要介護度1・2	316 単位/月	

取扱件数60件以上	要介護度3・4・5	410 単位/月	

(2)加算及び減算について

初回加算	300単位	緊急時カンファレンス加算	200単位
入院時情報連携加算Ⅰ	250単位	入院時情報連携加算Ⅱ	200単位
退院退所加算Ⅰ1	450単位	退院退所加算Ⅰ2	600単位
退院退所加算Ⅱ1	600単位	退院退所加算Ⅱ2	750単位
退院退所加算Ⅲ	900単位	ターミナルケアマネジメント加算	400単位
同一建物減算	基本報酬より5%減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	1%減算

(3)その他利用料について

利用者の居宅が、通常の事業の実施地域外の場合、交通費の実費分を請求させていただきます。

9. 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、要介護認定の有効期間の満了日でいったん終了することになります。ただし、契約期間満了日の7日前までに利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合は、この契約は次の要介護認定の有効期間まで自動的に更新されます。

ただし、以下の場合にはこの契約は自動的に終了します。

(1)利用者が介護保険施設等に入所した場合

(2)利用者の要介護認定区分が非該当(自立)又は要支援1、又は要支援2と認定された場合

(3)利用者が死亡した場合

10. 契約期間中での解約について

この契約は契約期間中であっても、利用者の方から解約を希望する日の7日前までにお申し出頂ければ契約を解除することができます。

以下の場合には、利用者は事業者に申し出を行うことにより、事前の申し出期間なしにこの契約をを解除することができます。

(1)事業者が正当な理由なしに指定居宅介護支援の提供を行わない場合

(2)事業者が守秘義務に違反した場合

(3)事業者が利用者やその家族に対して、社会通念を逸脱する行為をおこなった場合

以下の場合には、事業者は利用者に対して契約終了日の1ケ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

(1)事業の縮小、事業所の休廃止等

(2)この契約に基づく指定居宅介護支援の提供が困難になる等、やむを得ない事情がある場合

(3)利用者がこの契約に定める利用料の支払いを2カ月以上遅延し、文書による利用料の支払い催告を行ったにもかかわらず、催告の日から14日以内にその支払いがなかった場合

(4)利用者又はその家族等が、事業者や従業者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為又は不信行為を行った場合

11. 損害賠償について

当事業所が利用者に対する指定居宅介護支援の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者に損害を及ぼした場合には、その責任の範囲において速やかに損害を賠償します。

当事業者は損害賠償保険に加入しています。

12. 家族への連絡

ご希望に応じ、ご家族にも利用者に連絡するのと同様の通知を行います。

13. 身分証明書の携行

介護支援専門員は身分証明証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められた時は提示を行います。

14. 緊急時の対応について

サービス提供中等に利用者に緊急事態が発生した場合、利用者の主治医に連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

利用者の主治医	
所属医療機関	
所在地	
電話番号	
緊急連絡先（家族等）	
住所	
電話番号	

15. 秘密の保持と個人情報の保護について

当事業所は、利用者にサービスを提供するうえで知りえた情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やその家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、当事業所がサービスを提供する際に利用者や家族に関して知りえた情報については、サービスの利用申込などを行う際に必要となります。このため、その利用について別紙の同意書に署名して頂くことになります。

16. 虐待の予防

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

（1）虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者：管理者　朝尾　恭代

（2）成年後見人制度の利用を支援します。

（3）従業員に対して、虐待防止の啓発・普及のための研修を実施します。

（4）サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

17. 非常災害対策

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震などの自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続にむけた計画等の作成、研修の実施、訓練（シュミレーション）を年に1回以上実施します。

18. 苦情相談窓口

（1） 当事業所が設置する苦情相談窓口は次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置づけたサービスに関する苦情も遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口

TEL:078-641-2222 （月曜日～土曜日 9:00～17:00）

面接場所:当事業所相談室　　担当者氏名:朝尾 恭代

（2） 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

・神戸市保健福祉局 介護指導課

TEL:078-322-6326 （平日 8:45～12:00 13:00～17:30）

・兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

TEL:078-332-5617 （平日 8:45～17:15）

・神戸市消費生活センター

TEL:078-371-1221 （平日 8:45～17:30）

19. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

（1） 介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

（2） 体調や容態の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。

（3） 病院や診療所等に入院する必要が生じた際には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有する必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の氏名や連絡先をお伝えください。

（4） 介護支援専門員がサービス提供契約の実施以外の営利行為や宗教の勧誘等を行うことをを禁止しています。

20. 重要事項の変更時の対応について

重要事項説明書の記載内容に変更等が生じた場合は、利用者及びご家族に口頭で説明するとともに書面を交付します。

21. 訪問介護等の割合等

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙1のとおりである。

令和　　年　　月　　日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者　　住　所　　神戸市長田区久保町３丁目９－７
事業者名　　医療法人社団十善会　居宅介護支援事業所　つながり
代表者　　理事長　野瀬　範久　　㊞

説明者　　㊞

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文章が契約書の別紙となることについても同意します。

利用者　　住　所
氏　名

代理人（又は利用者家族代表）
住　所
氏　名
本人との続柄　　（　　）

平成27年6月1日　施行
平成28年6月1日　一部改訂
平成29年3月25日　一部改訂
平成29年5月11日　一部改訂
平成31年2月10日　一部改訂
令和2年3月1日　一部改訂
令和3年6月16日　一部改訂
令和3年8月1日　一部改訂
令和3年9月1日　一部改訂
令和4年11月1日　一部改訂
令和5年4月1日　一部改訂
令和6年4月1日　一部改訂